

## 市川市下水道条例の一部改正(案)について

## 1.改正の経緯と理由

下水道への無届接続等の事案については、すでに接続調査の実施をはじめ、是正対応を進めているが、今後の無届による下水道への接続工事の再発防止と下水道使用料の徴収手続きの明確化を図るため、条項の新設を行うとともに、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの

## 2.改正予定の内容

改正内容		
項目		改正理由
①無届接続の再発防止に向けた条例の整備		
1	指定排水設備業者へ指導・処分の強化 (1) 指定業者の指定要件・責務規定の追加 (規則↑) (2) 指定業者への是正等の指導規定の追加 (新) (3) 指定業者の指定取消し・停止等規定の追加 (規則↑) (4) 停止業者への講習会開催規定の追加 (新) (5) 指定業者の違反等の事実公表規定の追加 (新) (6) 責任技術者の責務規定の追加 (規則↑) (7) 責任技術者への指導規定の追加 (新) (8) 責任技術者の禁止又は停止規定の追加 (規則↑) (9) 違反工事の是正措置規定の追加 (新)	処分にあたり、条例で規定を明確化する必要があるため 処分にあたり、前段階で指導を行えるようにするため 処分の実効性を高めるため 再発防止強化を図るため 再発防止を図るための処分（効果的な抑止策として） 処分にあたり、条例で規定を明確化する必要があるため 処分にあたり前段階で指導を行えるようにするため 処分の実効性を高めるため 違反等に対して是正命令等を可能にするため
2	排水設備義務者（施主等）へ指導・処分の強化 (1) 設備義務者の責務規定の追加 (新) (2) 設備義務者の悪質な違反等の事実公表規定の追加 (新)	処分にあたり、責務を明確化する必要があるため 無許可工事の再発防止と抑止を図るための処分（効果的な抑止策として）
3	指定外排水設備業者が行った場合の処分の強化 (1) 指定外業者の違反等の事実公表規定の追加 (新)	再発防止を図るための処分（効果的な抑止策として）
4	罰則（過料）の強化 (1) 過料の変更（5,000円以下から50,000円以下へ） (改) (2) 条例に違反した工事施工を行った場合の規定を追加 (新)	再発防止と抑止を図るため、処分の強化にあたり、過料を上限額に設定 同上
②下水道使用料の徴収に当たっての条文の明確化		
1	給水装置（水道メーター）を増設した際の届出義務の規定を追加 例）アパート等で水道メーターを増設する場合などへ対応するため (改)	規定をわかりやすくするため
2	開栓・閉栓に伴う下水道の使用期間に関する規定の追加 例）開栓時期によって2か月を超える場合があるため (改)	現在は運用で取り扱っているが、明文化するため
3	漏水、散水等で使用水量の一部又は全部を下水道へ 排除しない場合の使用料算定についての規定を追加 (改)	同上 （水道局の取り扱いに倣う）
4	共同水せんの定義の明瞭化及び共同水せんの場合の使用料算定についての 規定を追加 (改) 例）一括の場合、従量制により料金が高額となるため	同上 （水道局の取り扱いに倣う）
5	一般家庭において、計測装置により測定された井戸水の使用料算定についての 規定を追加 (改)	今後の井戸水への計測装置の設置増加に対応するため
6	下水道の使用の態様の変更があった場合の届出義務の規定を追加 例）井戸使用から水栓への切り替え等 (新)	標準条例の改正に伴い、改正するもの
7	無届接続で下水道を開始した場合の使用料徴収の明確化のための規定の追加 （市長の接続確認により徴収を可能とする） (新)	現行条例でも対応できるが、規定をわかりやすくするため
③その他		
1	占用許可の規定をわかりやすくするため改定する (改)	現状での解釈が困難であることより、規定をわかりやすくするため